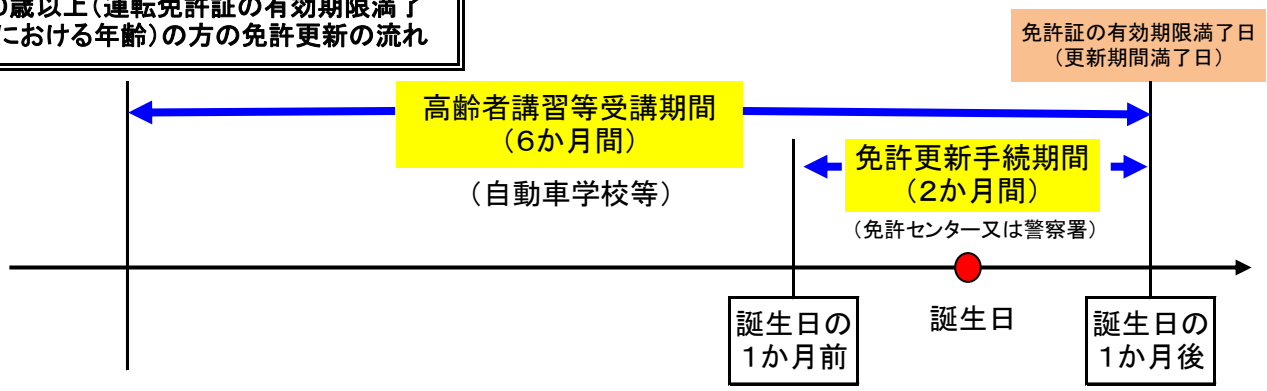
高齢者講習の案内

1　高齢者講習の受講案内（免許更新）

70歳以上（運転免許証の有効期限満了日における年齢）の方の免許更新の流れ



運転免許証の有効期間満了日における年齢が70歳以上の方は以下の講習等を事前に受けなければ免許証の更新ができません。

- ○　高齢者講習　…　70歳以上の方
- ○　認知機能検査　…　75歳以上の方
- ○　運転技能検査　…　75歳以上の対象の方のみ（対象は下記のとおり）

受講期間	運転免許証の有効期間満了日（誕生日の1か月後）前の6か月以内 ※講習の対象となる方には、有効期限の約6か月前に「高齢者講習通知書」と書かれた高齢者講習等のお知らせのハガキが届きます。ハガキは免許証記載の住所に届きますので、引越し等で住所が変わったときには、免許センター又は最寄りの警察署で、住所変更をしてください。
受講場所	県内の自動車学校24校、免許センター内の安全運転学校（1時間の高齢者講習及び運転技能検査は実施しません。） ※どの学校でも受講できますが、事前の予約が必要です。お住まいの地域によっては大変混雑しますので、希望する自動車学校等に早めの予約をしてください。 ※自動車学校等の名前や電話番号は、「高齢者講習通知書」に記載しています。 ※県外の自動車学校でも受講できる場合があるので、ご希望の学校があれば直接お問い合せください。
講習に必要なもの	○　運転免許証またはマイナ免許証 ○　「高齢者講習通知書」（高齢者講習等のお知らせのハガキ） ○　手数料 ○　眼鏡・補聴器等（必要な方のみ）

※　更新時の講習は、ご自身が保有されている免許の種別で、
　○　普通車以上（大型、中型、準中型、普通）の方
　　は実車指導のある2時間講習
　○　二輪、大特、小特等（大自二、普自二、大特、原付、けん引、小特）の方
　　は1時間講習
の2つに区分されます。

なお、普通車以上の免許を持っている方が、普段は原付しか乗っていないため二輪、大特、小特等の1時間講習を希望される場合は、更新時に普通車以上の免許を返納されることを条件に、免種と異なる1時間の講習を受けることができます。

詳しいことは、　講習を予約された自動車学校等にお尋ねください。

※　運転技能検査の対象者は、運転免許証の有効期限が満了する日の直前の誕生日の160日前の日よりも前3年間に、普通車等の運転によって下記のいずれかの基準違反行為があった方で、普通車以上の免許（大型、中型、準中型、普通）をお持ちの方です。

〈基準違反行為〉

○信号無視　○通行区分違反　○通行帯違反等　○速度超過　○横断等禁止違反
○踏切不停止等、遮断踏切立入り　○交差点右左折方法違反等
○交差点安全進行義務違反等　○横断歩行者等妨害等　○安全運転義務違反
○携帯電話使用等

参考 （更新手続）	○　免許更新手続は、免許センター又は最寄りの警察署でできます。 ※熊本市内4警察署、大津・御船警察署では更新手続を行っておりません。 ○　更新の際は、自動車学校等で交付される以下の書類を必ず持参してください。 ・高齢者講習終了証明書（全員） ・認知機能検査結果通知書（75歳以上全員） ・運転技能検査結果証明書（75歳以上対象者のみ） ○　運転免許の更新を希望しない方（失効した方を含む）で身分証明書が必要な方は、「運転経歴証明書」を申請することができます。詳細は免許センター又は最寄りの警察署にお尋ねください。

2　認知機能検査の免除について

更新期間満了日の前6か月前に、

○　運転免許を新規に取得した方

○　臨時適性検査を受けた方、又は診断書提出命令に基づく診断書を提出した方

○　専門医・主治医の診断書、その他の書類を提出した方

は認知機能検査が免除される場合があります。詳細は免許センターへお問い合わせください。

3　臨時認知機能検査・臨時高齢者講習について

臨時認知機能検査で**「認知症のおそれあり」**と判定された方は、**臨時適性検査（医師の診断）を受け、又は、命令に従い主治医等の診断書を提出**しなければなりません。**「認知症」**と診断された場合は、免許の取消しや停止となります。また、臨時適性検査を受けない場合や診断書を提出しない場合も免許の取消しや停止となります。

※　臨時認知機能検査の対象となる違反行為（認知機能が低下した場合に行われやすい違反）

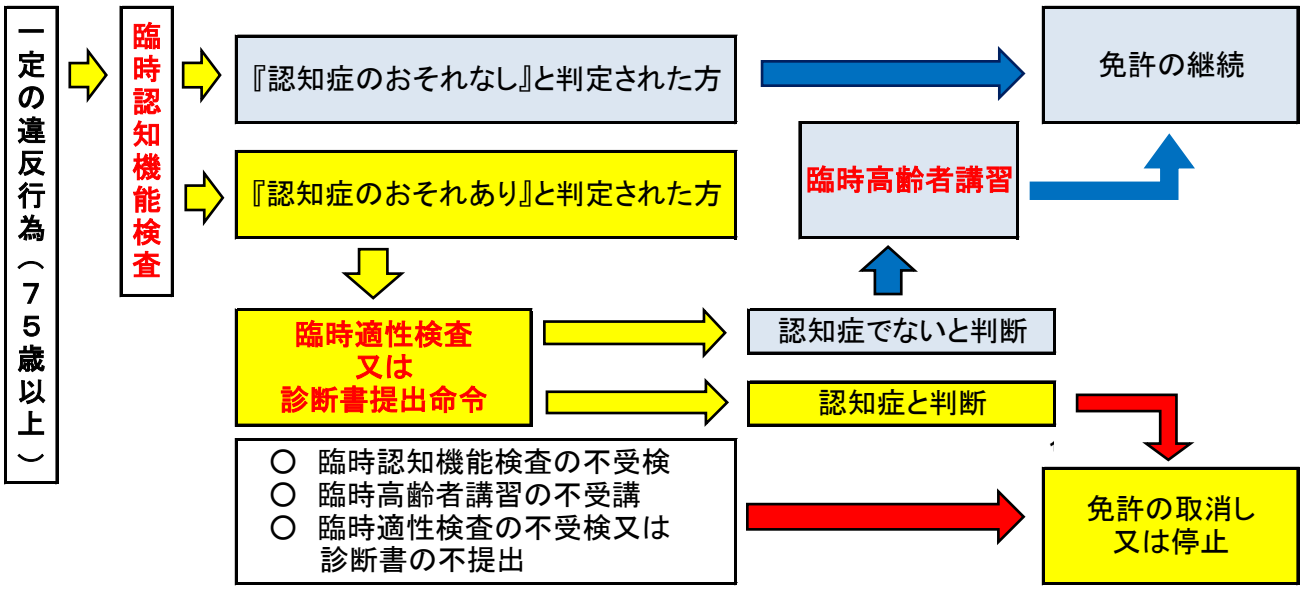
○信号無視　○通行禁止違反　○通行区分違反　○横断等禁止違反　○進路変更禁止違反
○遮断踏切立入り等　○交差点右左折方法違反　○指定通行区分違反
○環状交差点左折等方法違反　○優先道路通行車妨害等　○交差点優先車妨害
○環状交差点通行者妨害等　○横断歩道等における横断歩行者等妨害
○横断歩道のない交差点における横断歩行者妨害
○徐行場所違反　○指定場所一時不停止等　○合図不履行　○安全運転義務違反

※　臨時高齢者講習は、ご自身が保有されている免許の種別で、

○　普通以上の免許をお持ちの方は2時間講習（講義、適性検査、実車指導）

○　二輪、大特、小特等免許のみをお持ちの方は、1時間講習（講義、適性検査）

の2つに区分されます。



高齢者講習等に関する問合せ先	熊本県運転免許センター（運転免許課高齢運転者支援係） 096－233－0110（代表）　※音声ガイダンス：①を選択後②を選択